

## ものづくり補助金申請に係る「経営力向上計画」の提出について

ものづくり福井県地域事務局

### ● 「経営力向上計画」の事業者の提出方法

→ 『「認定書」の写し』の提出をもって加点対象とする。

#### A. 「認定書」の写しの提出がもの補助応募申請書の提出に間に合う場合

- ・ 「 ①応募申請時に有効な経営力向上計画の認定を受けている」にチェック
- ・ ものづくり福井県地域事務局に『「認定書」の写し』を提出。  
(提出期限：平成28年8月24日(水)(当日消印有効))

#### B. 「認定書」の写しの提出がもの補助応募申請書の提出に間に合わない場合

- ・ 「 ②有効な経営力向上計画の認定を受ける予定である」にチェック
- ・ 『「認定申請書」の写し』を、もの補助の応募申請期限までに提出
- ・ その後、ものづくり福井県地域事務局に『「認定書」の写し』を提出。  
(提出期限：平成28年9月28日(水)(当日消印有効))

※ 応募申請時に、経営力向上計画の認定書の写し又は認定申請書の写しが添付されていない場合は、加点されません。

- ・ B.の認定申請書の写しを提出した場合、認定を受けた後、9月28日(水)当日消印有効で、応募申請書類を提出した下記の「ものづくり福井県地域事務局」宛てに、認定書の写しを提出する必要があります。

※ 期日までに提出がない場合は加点されません。

送付先

〒910-0005 福井県福井市大手3-7-1 織協ビル508  
27ものづくり福井県地域事務局 御中  
経営力向上計画認定書在中  
受付番号：2718120000